

第26回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成24年12月21日（金）
午後1時00分から
場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 条例素案の最終確定等について

- ・『まちづくり協議会』に関する条項の検討及び確定
- ・条例素案における文体統一箇所等の確認並びに条例素案（素案）の確定

3 答申書の全体構成並びに内容の検討について

- ・答申書（鑑）【委員長名、町長あて】
- ・『条例素案』
- ・『条例素案の構成並びに骨子（簡易解説）』
- ・参考資料【前文の解説・各部会からの提出された資料（解説）】

4 その他

5 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第26回）議事録

開催日時 平成24年12月21日（金） 午後1時00分～午後4時10分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 18名
欠席者 委員 5名（柄沢委員、小谷委員、山中委員、藤井委員、西野委員）
傍聴者 1名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 それでは、次第に沿って進めていきたい。次第の2の条例素案の最終確定ということで、『まちづくり協議会』に関する条項の検討及び確定について、足立部会長から説明をお願いしたい。

足立委員 <まちづくり協議会に関する条項の検討及び確定についての説明>

議 長 この条文については、本日で確定したいと思うが、今の説明で何か質問等はないか。

藤村委員 まちづくり協議会を具体的にしようとする、かなり大掛かりになる。個人的に調べたが、人材や支援など大きなエネルギーを使わないといけない。それでは厳しいということで小学校区や目的に応じた協議会というのが多い。まだその辺りがイメージできない。

足立委員 生駒市を調べたが、小学校12校区あるが、3つの校区で動き出そうとしているが、ほとんど何も動いていない状況である。町民部会でも校区分けするほうがいいのか、全体に一つがいいのか議論したが、全体に一つの方がいいという結論になった。最初は皆が寄ってワークショップ形式で話し合いをするというようなところから始めていくということで考えている。

小林委員 まちづくり協議会の設置については、この条例でも極めてインパクトが強いテーマである。そういった意味では将来これができるのは賛成である。しかし本当にこれができるのか疑問である。誰が汗をかいてやるのか、それが見えない。継続してやろうとすると1、2人ではできないと思う。しかもお金の問題もある。それをどうやって確保するのも見えない。これでは絵に描いた餅で、5年経ってもできていないと思う。私なりに考えたものがあるので説明したいので、資料を配付してほしい。

植村委員 副委員長が言われているように、時間がないなかで具体化に向けての話をする必要はあるのか。また、少なくとも町民部会の検討、議論のなかで、条例ができた暁には、町民部会の委員のなかから何名かは残って、まちづくり協議会に向けて係わっていこうという話をされているので、足立部会長から説明があったなかには、この後も自分たちも係わっていくという意味合いで言っているのでは、それができてからでもいいのではないかと思う。

小林委員 私は、まちづくり協議会に反対しているわけではない。他の市町村でも条例化されているが、ほとんどができていないのが現実である。このあとも係わってもらえるということだが、かなり労力のいる事務を本当にできるのかということを問うている。

<町民会議に関する条文（案）の説明>

- ・ 仕掛け人、事務局の役割を担うのは町である。
- ・ 資金については、最初の段階は町で負担してもらう。
- ・ メンバーは、町民部会でも考えられている方が対象となる。

具体的にスタートを切れる形で始めた方がいい。これであれば、はじめて聞いた町民にも受け止めてもらえるのではないか。

遠山委員 私の意見は、まちづくり協議会を作るか作らないかという論点だけでいいのではないかと思う。また、町が音頭をとるというのも違うと思う。小林委員の意見は、町が定期的を開催するということが提案の目玉ではないかと思うが、それについては、町が定期的を開催するイコール、開催が現実化するというのは、少し違うと思った。

小林委員 町民部会で提案されている条文は生駒市と全く同じ条文である。では生駒市が（まちづくり協議会が）できているかということ、そうではないのが実

態である。最初のスタートは町に仕掛けてもらうような形で始めてはどうかと思う。今、町にはいろいろな団体が寄って、広範な問題を議論する場というのがない。具体的にできるという意味で、町に担ってもらうような条文を作ったほうがいいと思う。

井尻委員 町民部会で考えたまちづくり協議会の姿と小林副委員長が提案した協議会とは違うのではないか。

町民部会では、あくまで町民サイドから作り上げていきたいという立場で条文を作ったが、提案されたものは、町行政の延長線上にあるような感じがする。町民部会では、小林副委員長が心配されている具体的な部分については、確かな考えを持って出しているわけではなく、将来こういったものが作られるような道を開いておこうというような立場で提案させてもらっている。

植村委員 小林副委員長が提案している案と町民部会案とでは、ほとんど変わらないと思う。ただ、誰かが旗を振ってもらわないと始まらないというのは確かな話であるが、あくまで町民の自発的な活動が目的であるので、細目や現実のことについては、事務的な話なので条例に書くことではないと思う。原案のまま問題はないと思う。

小林委員 私は、まちづくり協議会はできないといけないと思っている。

町が主導ではなくて、町民が主導であることが望ましいということであるが、私もそう思っている。また、条文案の「町が」と書いてあるが、町がすべてを仕切るということではなく、場を提供、設定するということである。議論主体については、もちろん町民であって、そこで決まったことは、そのメンバーが目標を達成するように汗をかこうということである。まさに参画と協働である。

私の提案している案と町民部会案とでは、全く同じではない。現に生駒市でもできていない。やる以上は、まずは場を作るということを町でやってもらうという趣旨で提案させてもらった。

小田委員 二つの案であるが、中身においては基本的には変わらない。共通点もあると思うが、今までになかった新しい場が必要であり、それを作るということである。その場を町が作るのか、町民が作るのかということであるが、

町民部会案の第30条第5項で、組織運営については追って考えようというなかで、発会の手続きなども考えることができる。例えば、この委員会でも町で要綱を作ったものを自主的に行っているという観点から、まちづくり協議会を考えてもらえたらと思う。

三浦委員 私も町民部会案でいいと思う。自治会でもうすでにやっていることである。

小林委員 私は自治会がやっていないと言っているわけではない。自治会だけではこれからはカバーできないのではないかとということで、NPOや各種団体や自治会が手を組んでやらないとできない問題が増えてくる。ということで提案させてもらった。

田島委員 高浜市では、まちづくり協議会と市民会議と二つある。まちづくり協議会は校区を一つとして、自治会の延長で自治会だけでは解決できない身近な課題の解決として全く住民の自治に任せているタイプで、まちづくり協議会のそもそもの形であると思う。ただ、上牧町では校区では無理だということで町全体に広げたと思うが、根本は自治会の延長である。一方、市民会議は、高浜市未来を描く市民会議というので、公募の市民が92名、市の職員が50名の計142名で、自治基本条例と総合計画を立てるためにこういった会議が開かれたのが始まりである。自治基本条例と総合計画ができたあとは、第2期の未来を作る市民会議として設置されて、公募の市民と職員が一緒になって市全体の問題をワークショップや分科会形式で話し合っている。市民会議はどちらかということ協働の場として設けられている。あまり町民が主体になるということに拘らず、協働の場として位置づけて、まちづくり協議会は校区でこういったものがあればいいという位置づけで書いておくもの一つだと思う。

足立委員 まちづくり協議会は、町に頼るのではなく、町民が主体でやっていくべきである。自分たちで立ち上げ、自分たちでやってくことに冷や水をかけるのはどうかと思う。

小林委員 先ほどの田島委員の意見であるが、二つを併記するというのもあり得る話であるので、この案も含めて三つの案になると思う。

藤村委員 町民部会の皆さんの考えていることを解説で明記するというのはどうか。

田島委員 高浜市の市民会議の方は、条例に載っているわけではない。

井尻委員 町民会議は基本条例に書くことではないと思う。書くのであればまちづくり協議会を書く方がいいと思う。
まちづくり協議会は作らないといけないと意見もあったが、そのとおりだと思うが、まちづくりの主体は町民であるように、できなければ必要ではないということで、問題点があれば必然的にできてくるのが、本来の形ではないかと思う。

小林委員 町民部会が提案されているような町全体の話になると、一つの自治会でやっていることとは、次元が違うと思う。汗のかき方、時間についても全く違う。継続的にやっていけるような体制が本当に組めるのかということを行っている。それは、場の提供や下働きは町にやってもらったほうがいいという提案である。

町民会議については、参画と協働の具体的な現れであると思うので、条例に載せてもいいと思う。

議 長 それでは決を採りたい。①小林委員の案、②町民部会案、どちらも明記するという方は、どちらにも手を挙げてほしい。

決の結果、町民部会案を委員会案として採択する。

続いて、条例素案における文体統一箇所等の確認並びに条例素案（最終）の確定ということで、このあと休憩を含めて確認してもらう時間をとりたいと思う。

田島委員 構成についての意見があるので、資料の配付を許可してもらいたい。

議 長 資料の配付を許可する。

足立委員 町民部会で前文案をまとめたので、この案についても配付を許可してもらいたい。

議 長 そちらについても配付を許可する。

畑中委員 文体の統一などについては、チームを作って、そこで作業をするという意見を言ったことがある。そのときは、条文がまだ出揃っていないということであったので、ペンディングになっていたと思うが、それはどうなっているのか。

議 長 時間も限りがあるということで、事務局のほうで文体の統一の資料を作ってもらった。それを全体会で諮ってもらいたいということである。

— 休 憩 —

議 長 それでは、定刻となったのではじめていきたいと思う。
まず田島委員から構成についての説明と質疑応答、次に町民部会の前文案の説明と質疑応答、そのあとに素案の文体統一についての説明、最後に解説に関する質疑応答ということで進めていきたい。

田島委員 <構成についての説明>

議 長 何か質問、意見等はないか。

畑中委員 私も今の意見に賛成である。

遠山委員 確かにこの内容は、分かりやすく、見やすいと思う。情報の共有、参画と協働を前面に押し出しているのも、理想の形ではないかと思う。

小林委員 この内容でいいと思うが、ただ原案の町民のところの第5条から第7条は活かすのかどうか。

田島委員 原案の第2章の「町民と権利と義務」には、三つの条文があったが、そのうちの「まちづくり参画の権利」と「未成年のまちづくり参画の権利」は第3章の上の二つに持っていった。第7条については、町民部会からの案ではなかったが、できれば協働にあたる条文があったほうがいいと思ったが、補完性の原理や自助・共助・公助を全体会できっちり議論したうえで書かないといけないと思ったので、今回は新たに設けていないが、変わり

に第7条が協働の第2項に持ってきている。第1項は第32条のところからもってきている。主体的に行う活動というのは、まちづくりの諸活動で、参画するというのはおかしいと思ったので、「参画する」を取って、協働というほうに入れている。三つの条文がここに入るので、もともとの町民の権利と義務の章のなかに入る条文がなくなったので、新たにまちづくりの担い手として町民を位置づけて、町民、議会、執行機関それぞれの役割と責任という形で節として組み立てたということである。

足立委員 まちづくり担い手の条文であるが、これをどうしようにするかということを決めていかなければいけないと思う。

田島委員 町民の役割と責任であるが、「責務」という言葉を使っていないのは、責任の重い務めというか、議会や執行機関では責務を使っているが、この二つは仕事として行うというのと全く同じ言葉を町民で使ってしまえば同じ重さをもってしまうのではないかということで、ニュアンスを変えた。

町民の役割が何かということ考えたときに、町民が主体というのはいいが、直接民主主義ではなくて、ここの町では間接民主主義ということが基本にあると思うので、私たちの代理を務める町長や議員に対して、主権者としては責任のある投票を行うことが役割の一つであるということが入っている。もう一つは、何回も議論されているように、自治の本旨に乗っ取って主体的に町に係わるというのが役割で、この二つの役割があるということで、規定している。

自治組織については、まちづくり協議会が議論されているときにその位置づけがはっきり確定していなかったなので、私としては、将来をどうしていくのかを話し合っていく場ではないかと思ったので、協働のほうに入れさせてもらって、町民が自分たちの身近な問題を解決していく組織としては自治組織というのを町民のところに入れておいたほうがいいということである。

小林委員 田島委員の提案された町民の役割と責任の条文案で「責任ある投票」であるが、では責任のない投票とは何かと言われたときに、言葉として引っ掛かるところがある。

もう一点は、第2項のところ、主語が「町民は」になっているが、憲法で決めている自治の本旨とは有権者のことである。この自治の本旨を残す

のであれば、この主語は「住民」になると思うが、まちづくりのことを謳っているのであれば、町民という主語のままにしておいて、自治の本旨はカットしたほうがいい。でないと憲法や地方自治法とは矛盾する話になってくる。

田島委員 単に町全体のことを考えて責任を持って投票するということである。ほかにいい表現があったら教えていただきたい。

もう一点は、確かに住民自治になるので、正確に言えば「住民」になると思う。ただ、まちづくりを主体的に行う基礎の考え方は、住民自治である。そこで住民と町民の定義になるが、なかなか難しい。

小林委員 もう一度考えてもらって、次回で確定するというところでどうか。

畑中委員 「責任ある投票」についてであるが、「責任を持って投票」というのではどうか。

田島委員 今回初めて提案させてもらったので、この場で時間を使って考えても難しいので、皆さん持ち帰ってもらって次回に意見を聞くというのでどうか。

遠山委員 私の意見であるが、並べ替えは賛成であるが、条文が追加されるということには少し抵抗がある。町民部会の決めた内容のままで、組み替える方法を考えてい。追加するとなると責任や参画制度など考えないといけないことがあるので、そういうことも踏まえたうえで、次回に意見を聞きたいと思う。

議 長 続いて、町民部会から前文案が提出されたので、足立部会長より説明をお願いしたい。

足立委員 <町民部会提案の前文についての説明>

山原委員 提案された前文案の「反面、長い町政運営の歴史の中で様々な失敗や挫折も経験してきました。」とあるが、これでは何のことか分からない。上牧町の歴史のなかで、ここが一番肝心である。この案では納得できないので、きちんと説明してほしい。

西田委員 これは確定事項であったと思うが、なぜ今のタイミングで出てきたのか疑問に思う。

足立委員 修正はできるであろうということで、最終的に全体的な整合性をとったなかで決めていくという認識でいたので、遅れての提案となったが町民部会での考えということで検討していただきたい。

山原委員 これでは他の市町村と何ら変わらないと思う。上牧町らしい前文でいいと思う。恥をさらすという意味ではどうかという意見もあると思うが、実際の歴史であるから、それでいいと思う。

小林委員 この問題であるが、議会部会で検討してA案、B案と提案されて、決められたので、それを尊重すべきである。町長の考えのなかに、これからは参画と協働を進めていく、そのなかには過去の財政問題もあった。委員会のメンバーも重く受け止めて、検討してきた結果だと思う。
足立委員の修正がまだできるのではないかという話があったが、他の条文と矛盾するような場合は、修正をしていかないといけないと思うが、この財政早期健全化の問題がほかの条文に抵触することはない。そういった意味では修正する理由にはならないと思う。この前文については結論が出ている。

畑中委員 前文としてはよくできていると思うが、気になった点がある。一つ目は、2行目の「近年急速な発展・・・」とあるが、「近年」とは5、6年のころを言うと思うので、ここは「昭和40年代から」にしてはどうか。二つ目は、最後から2行目の「住みたい、住み続けたい地域社会」とあるが、今年の広報かんまき3月号で、「住んでみたい、住んでよかった、いつかでも住み続けたい上牧町」とあった。このフレーズをここに使えばもう少しよくなると思う。

足立委員 私も財政早期健全化の問題も含めてと考えていたが、解説のほうで書くということも考えられるという話もあったと思うので、解説に委ねるという選択肢もあってもいいのではないか。

藤村委員 ということであれば、なぜ前文の議論をしたときに話をしていただけなかったのか。私も前向きでいきたいという考えでもあったが、決の結果を尊重しないといけないと思ってやってきた。これでは最初の時点に戻っている。何のために2年半も議論してきたのかということにもなるので、原案のままでいくべきである。

井尻委員 新しい修正案を出させてもらったのは、確定していくかどうかは置いておいて、前文の中身は、基本条例をどう考えるのか基本の部分にも繋がってくる。前にも言ったが、こういった委員会を立ち上げるという理由については、財政問題等の背景もあると思うが、基本条例の前文に掲げるのは、条例の性格上それでいいのか、当然解説等で説明書きは必要であると思うが、過去の問題について、まちづくりの主体は町民であるにも係わらず、逃げているように受け止められるので、基本条例の前文ということであれば、もう少し前向きな表現であるべきであると思う。

山原委員 なぜ、こういった問題を除くのか全く分からない。

井尻委員 こういった問題が上牧町歴史であるとは言いがたいと思う。

小林委員 藤村委員もおっしゃっていたが、これでは2年前と同じ議論になっている。その結果、方向性を決めたのにも係わらず、なぜ今になって蒸し返すのか分からない。全体会で決めたことを覆すのはおかしい。

議 長 これが蒸し返すのかということで、前の資料で見ているのだが、A、B案があって、決を採って、一つにまとめるのは調整会議のほうで一任ということで一案できた。そこで私が朗読はしたが、決は採っていないと思う。ここで提案であるが、決を採りたいと思う。(委員からの意義なし)
①素案の前文案、②町民部会案、決の結果、9対9の同数なので、次回に再度決を採ることとする。
続いて、文体の統一について、何か意見等はないか。

畑中委員 提案であるが、第9条第2項の基本計画（以下これらを「総合計画」と言います。）の部分を5ページの第18条に引越してはどうか。
それと、文章語の言葉がところどころ残っている。例えば「かつ・・・」

や「当該・・・」は修正が必要であると思う。

議長 その訂正は簡単にはできないのではないか。

畑中委員 できると思う。

木村委員 この委員会は条文検討委員会ではないということを認識してほしい。

小林委員 今回の畑中委員の意見について、気が付かれたところをまとめてもらって事務局に提出してもらってはどうか。それで事務局で整理してもらったものを次回に議論してはどうか。

それと、第31条であるが、義務規定のような表現になっているが、選挙期間が極めて短いとお金がかかるということで今はやっていない。たまたま私は選挙管理委員会にいますので、この問題について議論はしているが、まだ結論が出ていない。だからここは義務規定ではなくて、努力義務の表現にして変えてもらいたい。

議長 第31条については、第1項は努力義務であるが、第2項は確かに努力義務にはしていない。公約が出たからには提出する義務があるのではないかとということで、公約として届けたものを時間が間に合わないから出せなかったというのは許されないのではないかとということで、奈良県内の条例でこの条文が努力義務になっているところはなかった。ということで時間がないからできないということは成り立たないのではないかと確信した。ということであえて義務規定にした。

小林委員 確かに例はあるが、市の場合は7日間であり、町は5日間であるので、2日違えば大きいと思う。町でもうやっているところは、高取町でそれも参考にしている。また、やるという方向で話は進めているが、わざわざ義務規定にする必要があるのか、努力義務でも差し支えないと思う。個人ではなくて、選挙管理委員会としてお願いしたい。そういったことで理解してほしい。

藤村委員 公示日に持ってくる方は掲載して、持っていない方は掲載しないということで決められないのか。決められるのであれば、この文面のままでもいい

のではないか。

小林委員 町長、町議会選挙については、公職選挙法では決まっていない。町の条例で決められることである。実現していこうと思えば、協力してもらえる印刷会社を探さないといけない。選挙管理委員会としては努力しているが、今、わざわざ義務付ける必要はあるか。

遠山委員 この条例を作るにあたって、情報の共有というのを全面に出している町が、公報をするのは努力義務でいいのかというのを考えた。情報の共有、参画と協働を謳っている条例としては、隠れた目玉ではないかと思う。4年に1回の権利の行使のために、町として協力してもらい、何とか選挙公報の発行をしてもらいたいと思う。

小林委員 何度も言うように、費用や時間だけの問題ではない。協力してもらえる業者を確保しないといけないことであるから、必ずやれと言われてもできないものはできないということもあり得る。それがネックになって上牧町や近隣の町はできていない。選挙管理委員会では、そういったことがクリアできたらやると言っている。逆になぜかお聞きしたい。

遠山委員 この委員会で選挙管理委員会の意見を聞く必要はないと思っている。次の委員会で町のほうから努力義務にするよう言われたら検討するが、私は、まちづくり基本条例策定委員会としては、努力義務にあえて落とさなくてもいいのではないかと思う

小田委員 この議論で、具体的なやり方も出ていた。要は、選挙にあたって候補者の情報を知るという状態がないということが問題である。選挙公報にこだわる必要はなく、インターネット、広報紙等別の方法もあり得るので考えてもらう。少なくとも何らかの方法で住民に知ってもらうということで、条文を作ってはどうか。

小林委員 今、情報がないなかで選挙を行っているわけで、私もその意見に賛成である。ただ、小田委員の意見は第1項で書かれている。第2項は選挙公報のことである。選挙管理委員会でも課題として話し合っていることも踏まえて考えていただきたい。

議 長 それではこちらについては、決を採る形でよろしいか。

西田委員 これは、選挙公報に限って話であるのか。どんな方法であっても有権者に情報をしらせるというのは必要であると思う。

堀内委員 実務的な話であるが、受付は午前8時30分から午後5時30分までで、受付は告示日の夕方5時ということになるので、受付日はほとんど同列ということになる。また、火曜日であるので、実際にできるのは3日間である。物理的には大変難しい。出したい候補者だけ掲載するというわけにはいかないが、もし載せなくてもいいとなれば白紙で掲載されるということになる。やはり今は努力義務でなければ厳しいと思う。
それから、町が選挙公報をインターネットで掲載するという件については、認められていない。今、公職選挙法の改正のテーマに挙がっている。今後、こういった状況を見ながら義務規定にもっていくという段階を踏んだ形でいくのが適切であると思う。

小林委員 今は、町（選挙管理委員会）が選挙公報以外の方法を活用する手段はない。考えられるのは、候補者がビラを作って有権者に渡す方法があるが、町長選挙は認められているが、町議会議員選挙は認められていない。枚数が制限されたハガキのみである。日程的なことや今後の状況を見ていきながらということで、今は努力義務で足りると思う。

田島委員 選挙公報というのは、掲示板に掲示するというのはだめなのか。公平性を期して全戸配付でないといけないのか。

小林委員 基本は全戸配布であるが、補助的な手段を用いているところもある。

議 長 それでは決を採りたいと思う。①義務規定にする、②努力義務にする。決の結果、②努力義務ということで、変更したいと思う。
それと事前に事務局から訂正の報告があったので連絡する。

《訂正事項》

第10条第1項の「全ての住民が」を削除

第34条第1項の「町民」を「住民」に訂正

田島委員 第29条第2項の「提出」を「提供」に訂正してほしい。

議長 持ち帰ってもらって、訂正等ありましたら事務局のほうへ提出をお願いしたい。

田島委員 第4章の「町の役割と責務等」のタイトルであるが、町となると議会も含まれるので、ここは「執行機関」に訂正したほうがいいのではないか。

議長 それでは、ここのタイトルは「執行機関の役割と責務」に訂正する。

畑中委員 定義の第2条第3号の執行機関で、「町長を含む」というのが気になる。「含む」ではなく「及び」のほうがいいのではないか。

井尻委員 私も「含む」は不適切だと思う。

議長 今の意見を踏まえて、「含む」を「及び」に訂正する。
ほかに意見等はないか、なければ文体統一については以上とする。
続いて、条例素案の構成及び骨子ということで、何か意見等はないか。

田島委員 骨子については、どういったところで使われるのか。広報か何かで使われるということであるのか。

小林委員 本来はこの条例素案に詳しい解説を付けようと検討を進めてきたが、時間がなくなったということで、答申が1月の末に行われるが、そのときに条例素案だけではなくて、簡単な説明書みたいなものであるという意味合いで事務局のほうで作られたと思う。よく簡潔にまとめられていると思う。答申のイメージとしては、答申書鏡、条例素案、条例素案の構成及び骨子（簡易解説書）が提出されるもので、前文の解説や各部会の解説については、次の委員会に引継ぎ資料として使用されると考えるが、事務局の見解も聞いてはどうか。

事務局 基本的には副委員長がおっしゃったようなコンセプトで作らせてもらった。条例素案の構成及び骨子（簡易解説書）については、部会ごとに格差等あ

ったので、条文の全体像を見ていただくと言うことで作らせてもらった。
答申の際には、条例素案とともに提出してもらったら思う。

議 長 ほかに意見等はないか、なければ、答申書の全体イメージであるが、答申書鏡、条例素案、条例素案の構成及び骨子で、以上が答申書一式となる。これに参考資料として前文解説と各部会の解説資料が付くという形になる。続いて、答申書鏡（案）であるが、委員長に一任でお願いしたいがよろしいか。

小林委員 委員長に一任でいいが、次回委員会で案を提示してもらえないか。

議 長 次回委員会ではまだ議論するところがあるので、それが終わってからと考えていた。

小林委員 答申前の1月28日の委員会ではどうか。

議 長 では、次々回の委員会で提示できるようにさせてもらおう。
連絡事項であるが、各部会の解説資料であるが、各部会で判断してもらって追加してほしいという内容があったら、事務局まで連絡してほしい。
以上で、第26回の委員会を終了とする。

閉 会

<委員会開催日>

第27回委員会 1月18日（金）午後1時から 役場3階委員会室

第28回委員会 1月28日（月）午後1時から 役場3階委員会室